

電子帳簿保存法 一問一答～電子取引

改正電子帳簿保存法が令和4年1月1日から開始されます。今月も引き続き、国税庁より発表されている一問一答のうち、問い合わせの多いものを抜粋して一部紹介します。

【問】 電子取引に係る電磁的記録について保存要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存していますが、青色申告の承認が取り消されてしまうのでしょうか。また、その電磁的記録や書面等は税務調査においてどう取り扱われるのでしょうか。

【回答】 青色申告の承認の取消しについては、違反の程度等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上、その適用を判断しています。

また、その電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面等を保存している場合は、国税関係書類以外の書類とみなされません。

ただし、その申告内容の適正性については、税務調査において、納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。

【補足】 電子取引の取引情報に係る電子データの保存は義務化されますが、書面での確認ができ、内容が正しいもので、電子保存していないこと以外に特段の事由がないような場合、直ちに青色申告の承認が取消取り消されるようなことにはならないと考えられます。

【問】 当社には電子取引の取引データを保存するシステムがありませんが、どうすれば電子取引の取引データを保存する際の検索機能の確保の要件を満たすこととなりますか。

【回答】 例えば、エクセル等により、取引データに係る取引年月日、その他の日付、取引金額、取引先の情報を入力して一覧表を作成することにより、入力された項目間で範囲指定、二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件設定をすることができれば、検索機能の確保の要件を満たすものと考えられます。

その他、保存すべきデータについて、統一した順序で入力しておくことで、取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索の条件として設定することができるため、検索機能の確保の要件を満たすものと考えられます。

【補足】 検索機能を満たそうとする一覧表の例

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	(株)霞商店	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店(株)	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店(株)	領収書
④				